

企業版ふるさと納税で 長崎県平戸市を応援してください！

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 ～平戸の聖地と集落(中江ノ島)と安満岳(写真奥)～

～企業版ふるさと納税のご案内～

概要

国が認定した、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対し、企業の皆様がご寄附いただいた場合に、税額控除の優遇措置が受けられます。

長崎県平戸市では、この制度を活用して、地方創生の取組みを応援していただける企業の皆様に募集しています。

1 税制上の優遇措置

例えば、地方創生応援税制を活用して企業が地方公共団体に100万円を寄附した場合、これまでは寄附額の約6割（約60万円）の税の軽減効果がありました。

令和2年度から、税額控除割合の引上げ等の制度の大幅な見直しが実施され、従来の損金算入による軽減効果と合わせ、税控除の割合を現行の3割から6割に引き上げ、寄附額の最大約9割の税の軽減効果の優遇措置となりました。

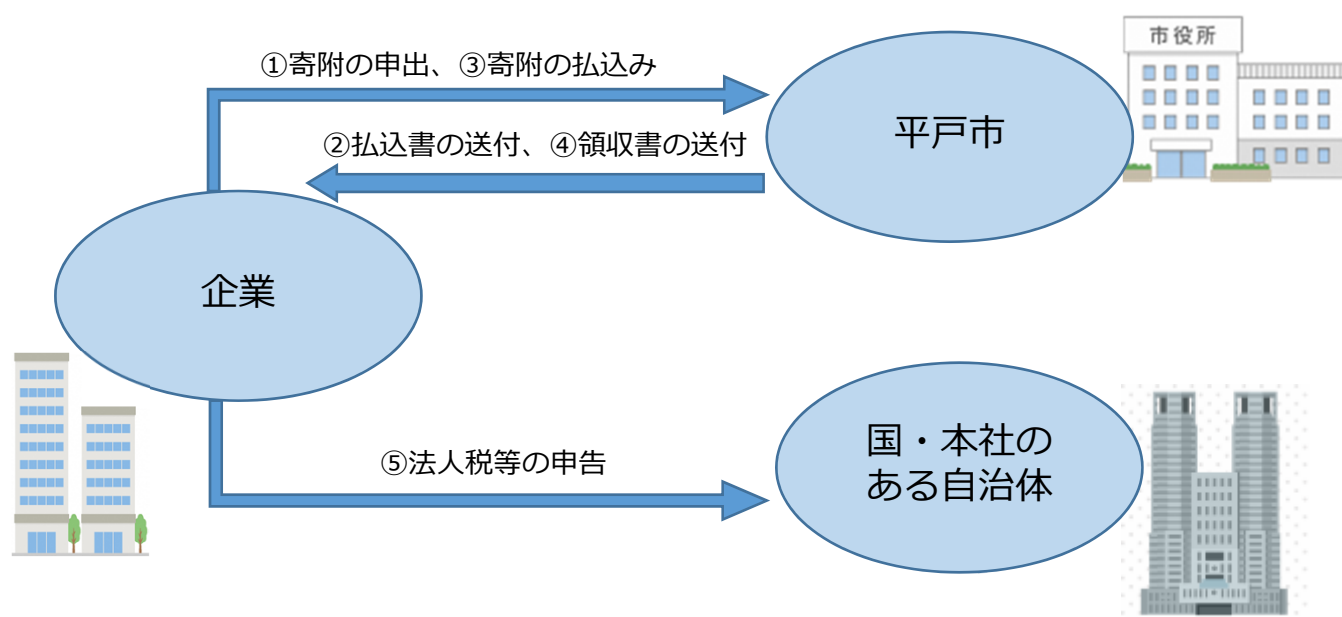
改正前	損金算入による 軽減効果	法人住民税 +法人税	法人 事業税	企業負担
	3割	2割	1割	4割
改正後	3割	4割	2割	1割
	損金算入による 軽減効果	法人住民税 +法人税	法人 事業税	企業負担

2 企業のさらなるイメージアップ

地方創生を推進する事業に寄附することで、社会貢献につなげることができます。

また、市の広報やホームページなどで、寄附企業の皆様をご紹介します。

企業版ふるさと納税の手続きと必要書類



- 国税：税務署－寄附金の損金算入に関する明細書（別表十四）
- 県税：長崎県－特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第七号の三様式）
- 市税：平戸市－特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第二十号の五様式）

上記のほか、**地域再生法施行規則別記様式第三（寄附金の領収書）の写し**が必要となります。

寄附のお申込み条件等について

- 10万円以上の寄附をいただいた企業が対象となります。
- 寄附できる企業は、平戸市以外に本社がある法人様です。
- 寄附のお申し出は、随時お受けしています。
- 寄附の代償として、企業様への経済的な利益を供与することは禁止されています。



お問い合わせ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
平戸市財務部企画財政課政策企画班
tel : 0950-22-9111(直通)
mail : seisakukikaku@city.hirado.lg.jp

